

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年10月16日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3264号及び第3265号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3264号では、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3265号では、横浜市教育委員会が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「個別の教育支援計画（中学校一般学級）」外6件の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3264号】

(2) 「特定高等学校が保有する、調査書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3265号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3264	令和5年9月6日	令和5年11月6日	令和5年12月7日	令和5年12月27日	個人	教育委員会
3265	令和5年12月6日	令和5年12月25日	令和6年2月28日	令和6年3月28日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3264	答申別表1に示す保有個人情報 (以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報一部開示 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第78条第1項第2号に該当 ・開示請求者以外の個人の氏名 (開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより特定の個人が識別されるため) 法第78条第1項第7号に該当	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3264		<p>・個別支援学級の本人に対する希望・願い、開示請求者以外の心身の様子及び相談内容、相談内容及び相談時の状態に関する対応者の評価・所見 (開示することにより、開示請求者と認識が異なっていた場合に請求者との信頼関係が損なわれ、学校の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・通級指導教室の本人に対する希望・願い・評価・所見 (開示することにより、開示請求者と認識が異なっていた場合に請求者との信頼関係が損なわれ、通級指導教室の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	
3265	「特定高等学校が保有する、調査書」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報不開示</p> <p>不存在 (調査書については、大学への出願に向けて作成依頼のあった生徒から順次作成するものであり、請求日時点では作成しておらず、保有していないため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3264	<p>《学校における生徒や保護者からの訴えに係る事務について》 いじめによる被害を受けた生徒や保護者から学校へ訴えがあった場合、当該生徒や保護者の所属する学校の校長は、当該訴えに關係する生徒、保護者、教職員等からの聞き取りにより、事実関係の正確な把握に努めるものとしている。 聞き取りにより把握した事実を基に、校長は、生徒や保護者への被害があったと認められる場合には、必要に応じて、当該訴えに關係する教職員を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会事務局へ報告している。</p> <p>《本件保有個人情報について》 本件保有個人情報は、実施機関が作成した審査請求人に係る文書であり、個人情報1、2、5及び6は審査請求人の教育支援の過程で計画・記録した資料、個人情報3、4及び7は審査請求人に対するいじめ事案に係る対応を記録した資料である。 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、不開示部分を審査請求人以外の個人に関する情報（以下「不開示部分1」という。）、実施機関の所見、対応方針等（以下「不開示部分2」という。）に分類し、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》 不開示部分1には、審査請求人以外の個人の氏名、続柄及び言動並びに実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取りが記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。 このうち別表2に示す部分は、既に開示されている前後の記載を踏まえると、慣行として審査請求人が知ることができる情報であると認められ、本号ただし書イに該当し開示すべき</p>

答申番号	判断の要旨																													
3264	<p>である。</p> <p>その余の部分は、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>不開示部分2には、実施機関の評価、所見及び検討段階の対応方針、実施機関内での連絡調整内容等が記載されている。</p> <p>このうち別表2に示す部分は、単に事実を記載したものや、既に開示されている前後の記載から内容や対応したことが明らかであるもの、一般にいじめ対応として当然に対応・検討されるべき事項であり、開示することにより今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>その余の部分は、開示されることを意識することで、生徒及びその保護者への対応を検討する機会において、実施機関の職員が、生徒やその保護者等との関係性を考慮し、率直な意見交換や記録を行うことをちゅうちょし、今後同種の案件において効果的な情報共有や対応の検討が困難となるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 本件保有個人情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人情報</th><th>審査請求に係る保有個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報1</td><td>個別の教育支援計画（中学校一般学級）</td></tr> <tr> <td>個人情報2</td><td>生活指導（事件・事故）の報告書</td></tr> <tr> <td>個人情報3</td><td>家庭訪問の様子（2月10日（水）・2月24日（水）・3月23日（火）・10月16日（金））</td></tr> <tr> <td>個人情報4</td><td>いじめ対応記録（3年次）</td></tr> <tr> <td>個人情報5</td><td>通級指導の記録（1年～3年次）</td></tr> <tr> <td>個人情報6</td><td>生徒の様子（通級指導教室）</td></tr> <tr> <td>個人情報7</td><td>個別対応記録票</td></tr> </tbody> </table> <p>別表2 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不開示部分</th><th>個人情報</th><th>開示すべき部分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">不開示部分1</td><td>個人情報2</td><td>概要欄不開示部分3行目の全て</td></tr> <tr> <td>個人情報7</td><td>件名欄不開示部分の全て、1頁目詳細記録欄不開示部分1行目1文字目から9文字目まで、25文字目及び26文字目、2行目の全て並びに3行目1文字目から11文字目まで、2頁目詳細記録欄不開示部分3行目の全て</td></tr> <tr> <td rowspan="2">不開示部分2</td><td>個人情報3</td><td>7頁目不開示部分6行目から11行目までの全て</td></tr> <tr> <td>個人情報7</td><td>3頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、5行目26文字目から行末まで及び6行目の全て、4頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、6頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、4行目及び5行目の全て並びに11行目の全て、7頁目詳細記録欄不開示部分2行目1文字目から34文字目まで、8頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、10頁目詳細記録欄不開示部分4行目、7行目及び8行目の全て、11頁目詳細記録欄不開示部</td></tr> </tbody> </table>	個人情報	審査請求に係る保有個人情報	個人情報1	個別の教育支援計画（中学校一般学級）	個人情報2	生活指導（事件・事故）の報告書	個人情報3	家庭訪問の様子（2月10日（水）・2月24日（水）・3月23日（火）・10月16日（金））	個人情報4	いじめ対応記録（3年次）	個人情報5	通級指導の記録（1年～3年次）	個人情報6	生徒の様子（通級指導教室）	個人情報7	個別対応記録票	不開示部分	個人情報	開示すべき部分	不開示部分1	個人情報2	概要欄不開示部分3行目の全て	個人情報7	件名欄不開示部分の全て、1頁目詳細記録欄不開示部分1行目1文字目から9文字目まで、25文字目及び26文字目、2行目の全て並びに3行目1文字目から11文字目まで、2頁目詳細記録欄不開示部分3行目の全て	不開示部分2	個人情報3	7頁目不開示部分6行目から11行目までの全て	個人情報7	3頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、5行目26文字目から行末まで及び6行目の全て、4頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、6頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、4行目及び5行目の全て並びに11行目の全て、7頁目詳細記録欄不開示部分2行目1文字目から34文字目まで、8頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、10頁目詳細記録欄不開示部分4行目、7行目及び8行目の全て、11頁目詳細記録欄不開示部
個人情報	審査請求に係る保有個人情報																													
個人情報1	個別の教育支援計画（中学校一般学級）																													
個人情報2	生活指導（事件・事故）の報告書																													
個人情報3	家庭訪問の様子（2月10日（水）・2月24日（水）・3月23日（火）・10月16日（金））																													
個人情報4	いじめ対応記録（3年次）																													
個人情報5	通級指導の記録（1年～3年次）																													
個人情報6	生徒の様子（通級指導教室）																													
個人情報7	個別対応記録票																													
不開示部分	個人情報	開示すべき部分																												
不開示部分1	個人情報2	概要欄不開示部分3行目の全て																												
	個人情報7	件名欄不開示部分の全て、1頁目詳細記録欄不開示部分1行目1文字目から9文字目まで、25文字目及び26文字目、2行目の全て並びに3行目1文字目から11文字目まで、2頁目詳細記録欄不開示部分3行目の全て																												
不開示部分2	個人情報3	7頁目不開示部分6行目から11行目までの全て																												
	個人情報7	3頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、5行目26文字目から行末まで及び6行目の全て、4頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、6頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、4行目及び5行目の全て並びに11行目の全て、7頁目詳細記録欄不開示部分2行目1文字目から34文字目まで、8頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、10頁目詳細記録欄不開示部分4行目、7行目及び8行目の全て、11頁目詳細記録欄不開示部																												

答申番号	判断の要旨			
3264		<p>分1行目の全て、12頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、13頁目詳細記録欄不開示部分1行目、2行目及び7行目の全て、14頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、6行目34文字目から行末まで及び7行目の全て、15頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、16頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、19頁目詳細記録欄不開示部分2行目及び9行目の全て、20頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、21頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、22頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、14行目1文字目から8文字目まで及び25文字目から行末まで並びに15行目の全て、24頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、3行目1文字目から6文字目まで、11行目から14行目までの全て並びに21行目の全て、25頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て並びに3行目1文字目から17文字目まで、27頁目詳細記録欄不開示部分5行目及び6行目の全て、29頁目詳細記録欄不開示部分1行目から6行目までの全て、32頁目詳細記録欄不開示部分1行目、2行目、10行目及び11行目の全て、33頁目詳細記録欄不開示部分1行目、2行目、12行目及び13行目の全て、34頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て並びに3行目1文字目から29文字目まで、36頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、39頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び3行目の全て、41頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、2行目1文字目から20文字目及び16行目の全て、42頁目詳細記録欄不開示部分1行目から7行目までの全て、43頁目詳細記録欄不開示部分1行目から4行目までの全て、44頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、48頁目詳細記録欄不開示部分3行目及び4行目の全て、51頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び10行目の全て、54頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、55頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、16行目1文字目から16文字目まで、18行目1文字目から6文字目まで及び30文字目から行末まで並びに19行目の全て、56頁目詳細記録欄不開示部分7行目の全て、57頁目詳細記録欄不開示部分1行目から4行目までの全て、5行目1文字目から8文字目まで、7行目1文字目から6文字目まで、13行目37文字目から行末まで並びに14行目1文字目から17文字目まで、59頁目詳細記録欄不開示部分1行目から9行目まで及び15行目までの全て、60頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、61頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て</p>		
	<p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。</p>			
3265	<p>《大学の一般選抜における卒業見込みの調査書（以下「調査書」という。）の交付事務について》</p>			

答申番号	判断の要旨
3265	<p>特定高等学校では、大学の進学を希望する生徒からの依頼を受けて、その生徒の成績や活動内容を記載した調査書を作成し、交付する。</p> <p>大学の一般選抜では第3学年第2学期までの成績等を反映した調査書を作成し、その写しに校長及び記載責任者の印を押印したものを受け付ける。</p> <p>調査書は、その交付を受けた生徒がその他の出願書類と併せて志望する大学に提出する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>特定高等学校が作成した審査請求人に係る調査書である。調査書には、当該本人の成績や活動内容等が記録される。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 成績等の生徒情報は、それを集約している校務システムに入力している。</p> <p>(イ) 成績は、各学期の成績会議後に校務システムに登録し、本件では令和5年12月20日頃に第2学期の成績会議が行われている。</p> <p>(ウ) 調査書の様式は校務システムから出力することができ、生徒からの発行依頼を受けた場合に出力し、その記載内容をクラス担任等が確認する。確認が完了した月日を「この調査書の記載内容に誤りがないことを証明する。」日付として校務システムに入力する。</p> <p>全ての入力の完了後、校務システムから調査書を出力し、それを原本として紙で保管する。紙の原本を複写し、記載責任者印及び学校印を押印することで調査書となる。調査書は巻封し、在校生の場合は、原則クラス担任等が手渡しで交付する。</p> <p>(エ) 校務システムのデータは生徒情報を集約しているものであって、それを調査書として使用するためには、内容を確認した上で確定する必要がある。開示請求日時点において調査書は作成していないため、当該データは調査書とはいはず本件保有個人情報には該当しない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>一般選抜を受験する生徒の調査書に記載する第2学期の成績は、成績会議を経て確定し、調査書の内容は、生徒からの発行依頼を受けた際に担任等が確認し調査書として確定するという手順を踏まえると、本件開示請求日時点では成績会議は開かれておらず、また、調査書作成の依頼を受けていないことから、調査書を作成し保有していたとは認められない。</p> <p>審査請求人は第3学年第1学期までの成績等を反映した未押印の調査書を保有しているはずだと主張するが、本件開示請求日時点での校務システムの成績等のデータは、調査書としての内容が確認され確定したものではなく、調査書は作成されていない。そのため、当該データは該当しないという実施機関の説明は、不自然・不合理とは認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(第1号省略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第6号まで省略)

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イからトまで及び第2項省略)

(開示請求に対する措置)

第82条 (第1項省略)

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881